

【提案項目】

DNA型鑑定の処理能力を向上し、検挙力を強化するため、次の措置を講じること。

- 1 DNA抽出装置の配備
大量一括自動化システムを構築するため、同システムの主要構成機器であるDNA抽出装置の配備
- 2 試薬、採取機器等の増配
DNA型鑑定に必要な試薬、採取機器及び消耗品類の増配

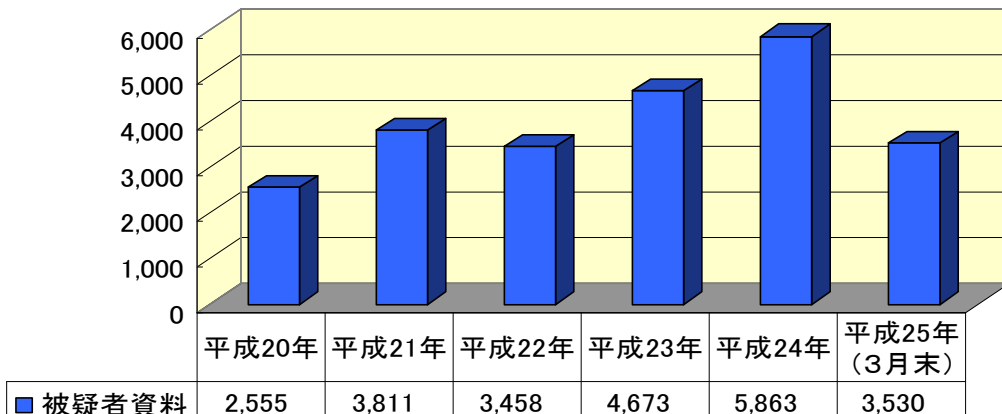
【提案理由等】

DNA型鑑定は、指掌紋と並んで高い精度で個人を識別できる捜査手法として、近年、犯罪捜査に積極的に活用され、極めて高い効果を上げている。

DNA型鑑定数のうち、データベース登録のために実施する被疑者資料の鑑定数（以下、「被疑者資料数」という。）は年々増加しており、平成24年に実施した被疑者資料数は、平成20年と比較すると約2.3倍に増加している。さらに、本年3月末までに実施した被疑者資料数についても、既に前年の約6割に達していることから、このまま推移すると、本年末には前年の2.4倍（約1万4千件）となる見込みである。

- 1 現在配備されているDNA型鑑定機器の処理能力は年間約6,000件であることから、処理能力を超えることが確実で、平成24年度補正予算により、DNA型鑑定の大量一括自動化システムを実現するための支援装置の一部が配備される予定であるが、主要構成機器であるDNA抽出装置が不足している。
- 2 今後増加が予想されるDNA型鑑定数に対応するため、DNA抽出装置の配備と、DNA型鑑定に必要な試薬、採取機器及び消耗品類の増配が必要である。

過去5年間の被疑者資料数



※被疑者資料：被疑者から採取した口腔内細胞及び血液（平成23年以降は犯罪鑑識官扱いのものを含む）